

Title	自由民権運動と西南戦争：鹿児島における民権家の思想と行動から
Sub Title	The movement for freedom and civil rights in seinan war era: from thought and action of rights Activists in Kagoshima
Author	小川原, 正道(Ogawara, Masamichi)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	2004
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.4 (2004. 4) ,p.41- 68
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20040428-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自由民権運動と西南戦争

——鹿児島における民権家の思想と行動から——

小
川
原
正
道

はしかき

一 田中直哉の思想と行動

1 評論新聞時代

2 帰郷と私学校徒の説得

3 戦争後の活動

二 柏田盛文の思想と行動

1 慶應義塾から鹿児島へ

2 私学校徒の説得

3 戦争後の活動

むすび

はしがき

鹿児島における自由民権運動は他地域に比べてその勃興が遅く、国会期成同盟が結成された明治十三年頃ようやく開始された、といわれる。⁽¹⁾

その理由について従来の研究は、西南戦争によって運動の中心となるべき青年の多くが戦死したこと、また生き残った者にも有罪判決を受けて収監される者が多かったこと、さらに明治政府が鹿児島の政治運動を強く警戒し、これを妨害したこと、などを挙げている。このため、国事犯として収監された人々が出獄して政治運動に加わりはじめる明治十三年頃まで、民権運動は「一時火の消えたような状態」⁽³⁾にあったという。戦争前の民権思想としては、明治八年に鹿児島在の竹下弥平が『朝野新聞』に投稿した憲法草案の存在があらかにされているが、⁽⁴⁾こうした思想の普及も戦争勃発によって中断されてしまったとされ、⁽⁵⁾戦前・戦後の民権思想は人的にも思想的にも切り離されて捉えられてきた。

しかし、明治十年二月の西南戦争開戦直前の鹿児島の状況を眺めると、そこではわずかながらも民権家の活動が展開されており、それは人的にも思想的にも、戦後の民権運動と分かちがたく結びついていたことがうかがえる。本稿ではこうした西南戦争前後における民権家の活動を考察することで、戦争前の民権家の活動と、その思想的背景、そして戦後の思想・行動との連続性についてあきらかにしてみたいと考えるものである。

具体的に取り上げるのは、西南戦争開戦の名目となった「西郷隆盛暗殺計画」の容疑者として逮捕された二人の鹿児島県士族、田中直哉と柏田盛文の思想と行動である。田中はこれまでほとんど知られていない人物だが、戦争前は評論新聞記者として政府を攻撃し、開戦直前に鹿児島に帰郷、民会の開設や真宗の解禁を通して私学校徒の鎮撫・啓蒙に努めようとして挫折し、結局暗殺計画の一員として逮捕され、戦後は鹿児島県会議員、九州改

進党鹿児島部の幹部となった。一方柏田は、慶應義塾を卒業後すぐに田中とともに帰郷し、私学校徒の暴発は「民権進動ノ欄柵トナル」としてその鎮撫に当たろうとしたが失敗、逮捕され、のちに鹿児島部の民権運動の旗頭となつて、鹿児島県会議長や自由党幹事、衆議院議員などを務める人物である。

これまで鹿児島における自由民権運動研究は、猪飼隆明氏が「ほとんどおこなわれてはいない」と指摘し、また出原政雄氏が最近の論文で「鹿児島における自由民権研究への取り組みが遅れている」と述べているように、その蓄積がきわめて少なかった。⁽⁸⁾ 小論において語りうるものは少ないが、以下の考察によつて西南戦争期の鹿児島⁽⁷⁾の多様性と民権運動と戦争の關係に若干の光をあて、鹿児島における民権運動研究の発展にいささかの貢献ができれば幸いである。

一 田中直哉の思想と行動

1 評論新聞時代

田中直哉は嘉永六年六月、鹿児島県薩摩郷平佐村の士族の家に生まれた。⁽⁹⁾『川内市史』によれば、その後彼は藩校造士館を経て江戸に出、江川太郎左衛門の塾で砲術を学んだ後、慶應義塾に学んだという。⁽¹⁰⁾ 明治八年十月からは『評論新聞』記者として活動している。東京での住所は、「東京第五大区六小区浅草阿部川町百番地山田半四郎方止宿」⁽¹¹⁾であった。

『評論新聞』に入社した経緯はわからないが、同紙は「西郷隆盛の配下であつた海老原穆の創立したもの」といわれており、鹿児島出身の田中にとっては入社しやすい事情があつたものと推察される。同紙は明治八年二月に創刊、ほぼ隔日で発行され、「特に屢々危矯なる政府攻撃の論文を発表して政府の忌諱に触れ、……痛烈に政府

批判を継続した⁽¹³⁾」「政府攻撃の最右翼⁽¹⁴⁾」として知られている。事実、その紙面は強い民権擁護、反政府色に彩られていた。

記者田中直哉は明治八年十月から翌年二月までほぼ毎回記事を書いている。この間、「国家ノ治安幸福ヲ図リ我帝国ノ特立不羈ヲ失ハス我國威ヲ東洋ニ赫々タラシムルコトアランコトヲ是レ吾輩ノ志願⁽¹⁵⁾」とする田中が一貫して論じたのは、内乱勃発の確信と言論抑圧への批判であった。

田中は、「暴政府アラハ其人民ノ力ヲ以テ之ヲ顛覆スルモマタ暴激トナスヲ得ス」と、「不平徒ヲ压制セン⁽¹⁶⁾」る政府に対する暴発を不可避のものと論じ、特に、故郷鹿児島⁽¹⁶⁾の状況に憂慮する。明治九年一月には、「鹿児島党ハ必ラス政府党ヲ倒シテ自ラ天下ノ権ヲ掌握スルニ至ラン」と鹿児島での私学校徒の蜂起を確信し、また「政府ト方向ヲ異ニシ社ヲ結ヒ党ヲ立テ或ハ封建ヲ唱ヒ或ハ民権ヲ主張シ陰然政府ニ抵抗スルモノ幾千百万人⁽¹⁷⁾」が「鹿児島党ニ連結シテ其事ヲ為サン」と、その全国的拡大を予測していた。また、「人民ヲシテ感服セシムルニ出ルモノハ異論百出懇々討議シテ而シテ其中央ニ真理ヲ発見シ以テ之ヲ実地ニ施行スルモノニアラスヤ⁽¹⁹⁾」として、「廟堂諸公カ互ニ是非討論真理ヲ発見スル⁽¹⁸⁾」ことを期待する田中は、言論の自由を束縛する「讒謗律新聞条例ヲ廃スルノ思想⁽¹⁸⁾」を表明している。報知新聞などの編集長が三島通庸の女性問題を報じて逮捕された際には、「只恐ル新聞記者ナル者悉ク温良恭謙讓ノ君子ニアラスシテ他日我政府ヲ顛覆シ我官吏ヲ要撃スルニ至ランコトヲ⁽¹⁹⁾」と述べて間接的にこれを批判し、同僚の小松原英太郎と横瀬文彦、山脇巍が「政府顛覆スヘキノ投書」を掲載して逮捕された際には、「彼三氏ハ未来ノコトヲ痛論セシノミ⁽²⁰⁾」であり、「法官ハ未来ノコトヲ弁論セシヲ以テ罪科ト為シ之ヲ罰セシニアラスシテ別ニ深謀遠慮ノアル⁽²⁰⁾」がためにこれを裁いたと難じた。明治九年二月にはさらに、「風ヤ々々汝チ汝チノ力ヲ尽シテ満天ノ妖雲ヲ吹キ破リ廟堂官吏ノ襟胸ヲシテ自由ノ空氣ヲ流通セシメンコトヲ⁽²¹⁾」などと政府を揶揄している。

この最後の記事が讒謗律に触れるものとされたようで、同年三月十二日、田中は「禁固一ヶ月・罰金二十円」の判決を受けて収監された。⁽²²⁾ 同時期に逮捕された人物には末広重恭、箕浦勝人、植木枝盛、成島柳北などもおり、成島が出獄後に『朝野新聞』に連載した「ごく内ばなし」にも、「僕ト前後同ジク獄中ノ妙味ヲ喫シタル者」として田中の名が挙げられている。⁽²³⁾

四月十日に出獄した田中は、その四日後、「新聞条例讒謗律ノ禁獄所刑ヲ廃シテ罰金所分ヲノミ存シ新聞記者投書家ノ禁獄人ハ贖罪ヲ以テ悉ク放免スヘキノ上書」⁽²⁶⁾との建白書を元老院に提出している。ここで田中は「檻倉中ニアリテ明カニ其情況ヲ塾察^{マツ}」した結果として、次のように論じる。収監されている新聞記者は「悔悟ノ実効ナキノミナラス……却テ榮譽トナス」有様であり、また出監後も「世人モ亦敢テ新聞記者ヲ目スルニ……榮譽ノ字ヲ以テスル」情況であることから、「禁獄ナル者ハ特ニ無用ニ止マルノミニ非ス其国家ノ妨害」となっている。「西字新聞ニ於テ嘖々日本政府ノ処置ヲ非斥」しており、これは「万国ノ嗤笑ヲ受ル」ことにもなる。そこで禁獄刑を廃して罰金刑のみにし、禁獄人を釈放すれば「新聞記者」は「政府力寛洪ノ御趣意ヲ感佩」し、「世上論者」も「其慈仁ノ盛旨ヲ拝載」し、「外国ノ非斥ヲ遠サクル」ことになるではないか、と。

かなり巧みな論理だが、ようするに禁獄は無意味だから廃止し、受刑者も釈放するよう求めているわけであり、元老院としては五月十日に各議官の「一閱」を与えるに止まっている。ただ、田中自身はこの処理が行われている間に、かねて憂慮していた故郷鹿児島に向かっていた。

2 帰郷と私学校徒の説得

果たして、彼が実見した鹿児島は、「私学校徒之跋扈スルノミ」という緊迫した情勢にあった。このときの状況を彼はこう記している。⁽²⁷⁾

何々郷ハ私学校徒之為メニ戸長ヲ免セラレタリトカ或ハ某々郷ハ其郷共有金ヲ以テ銃器ヲ買ヒ入ル而シテ共有地モ悉ク私学校徒ノ占メテ耕作スル所為ナリト種々紛々私学校徒ノ行業枚挙スルニ遑アラス

このままでは「終ニ其余波ハ我郷ニ波及シ或ハ郷金ヲ費シ教育上前途ノ目的ヲ失ヒ人々ノ困苦ヲ負フ遠キニ非サル可シ」と危惧した田中は、次のような形で事態收拾に取り組もうとしている。

我隣郷合併論ヲ立テ合併区中ノ代民区会ヲ開キ一ハ壯士輩ヲ教育シ方向相定メ一ハ区会ヲ開イテ其暴勢ヲ制スルノ策ヲ施サン

郷の合併を行って「代民区会」を開き、これによって壯士を教育して方向を定め、暴勢を抑えようという。「代民」とあるから、公選制の区会を構想していたものと考えられる。

当時の鹿児島県令大山綱良は、民会の設立についてきわめて消極的であった。明治八年に行われた第一回地方官會議で地方民会について審議が行われた際にも、「人民群集シ呶々紛論首トシテ地方官員ノ賢愚政事ノ得失ヲ議シ……左右ノ大臣及ヒ参議ノ黜陟ヲ論シ甚シキハ終ニ共和政治ノ論ヲ主張シ政府ハ人民ヲ妨害束縛スルノ地タルヲ唱へ……讒謗律ヲ用ヒ日ニ人ヲ刑スルトモ制止スル能ハス」といった世論の現状からして、民会開設は時期尚早であるとの建言を朗読している。⁽²⁸⁾ この會議では官選区戸長を構成員として民会を開くことが決せられ、各地では公選民会開設の要請も高まるが、民会自体の数は着実に増加していった。明治九年六月までに千葉、新潟、熊谷など二十五県で民会が開設、議事規則が確認される二十二府県をあわせると全府県の七十八パーセントで民会が開かれるに至っている。⁽²⁹⁾ しかし鹿児島では、「地方官會議における大山県令の建言内容からもわかるように、当時県会はもちろん区戸長会、町村会その他如何なる意味においてもいわゆる民会と称される如きものは存在しなかつた」⁽³⁰⁾といわれ、その動きは遅々として進まなかつた。田中が右のような行動を起こすに至った背景には、こうした民会をめぐる可能性と、鹿児島の暗い現実があつたものと推察される。

さて、田中はさっそく合併区会開設を地元の第二十九大区長等に交渉したが、「何分人心未タ此度ニ達セス衆議一決ノ処ニ参ラス」として失敗、大山綱良県令にも話をもちかけたが、大山は、区長が「自カラ着手スルニ非レハ能ハス」との反応であった。大山の認識は先述の通りであり、田中のように政府攻撃の先鋒となつて讒謗律で処罰された人物が唱える民会開設論が受け入れられる余地はなかった。

こうした状況の中で田中は、「是ヨリ宗教ノ道ニテ人々ノ智識ヲ開キ權利義務ノ在ル所ヲ知ラシメ度」、すなわち鹿児島で三百年にわたつて禁止されてきた真宗を解禁させることで、県下の人々を啓蒙したいと考えるに至る。彼が大山県令に提出した建白書では、「旧来当県ノ義ハ真宗信教ノ嚴禁ニテ候処県治ノ今日ニ至リ天下画一ノ制度ニ帰スヘキ儀ニテ勿論信教ノ自由ヲ束縛被成候儀ハ之レ無カルヘシ」と訴えたという。

この間の事情について、解禁直後に鹿児島に入った西本願寺派の僧侶暉峻普瑞は、鹿児島での真宗解禁は本山からも度々申請したが認められず、内務卿大久保利通も開教の希望を持ちつつも慎重な態度を崩さなかったが、その後「田中直哉と云ふ人があつた、この人が民権家で種々尽力をして、王政維新になつて居るに本県のみが、信教自由の恩典に浴せぬと云ふは、非文明である」と、県令大山綱義氏や中央の当局者へも交渉してくれ、そのうちに都城県と鹿児島県が合併することとなつたため、都城に合わせる形で解禁されることとなつたと述べている。⁽³¹⁾鹿児島県から解禁の通達が出されたのは明治九年九月五日のことであつた。

解禁を受けて田中は本願寺を訪問、説教僧の派出を願い出て許可され、帰郷して仮説教所を設立しようとしたが、私学校徒の妨害で実現できなかったという。

これについて「憤懣ニ堪ヘス又々上京ノ志相決」した田中が東京に着いたのは、十二月上旬であつた。ただ、故郷から伝わってくる情勢は、ますます緊迫の度を増している。同郷旧知の柏田盛文、猪鹿倉兼文⁽³²⁾、末広直方⁽³³⁾と憂慮の念を共にした田中は、「一ハ平日交誼ニ対シ一ハ国家ノ安危ニ関シ傍觀致スヘキ時機無之」「合併区并区会

等ノ論且開宗仕懸ノ事モ有之宜敷都合モアラハ兼テノ宿意ヲ達度」として帰郷することを決めたという。

ただ、このときの帰郷には大警視川路利良の内命も与えられていた。田中自身、十二月二十六日に他の帰郷者と共に川路の旧邸に行き、「若シ一朝鹿児島ニシテ暴発スルアラハ尋常ノ事ニアラス終ニ日本独立ノ安危ニ関スルアラン何分ニモ速カニ県地ニ帰り旧里親友相親ムノ情ヲ以テ名モナク義モナキ暴挙ニハ組セサル様ニ尽力致度」と指示された⁽³⁴⁾と述べているが、実際、川路の「訓諭大要」には、大義名分を説き、挙兵の無謀さを説いて暴発を防止するよう説得することや、諸郷士族の私学校からの離反工作、そして私学校の内情を探索することなどが挙げられている⁽³⁴⁾。田中自身はすでに鹿児島で私学校徒の説得に当たってきた経緯があり、この指示は彼を後押しし、またそれを正当化する役割を果たしたものと考えられる。

なお、後述するように田中は西郷暗殺容疑で捕縛されることとなるが、この訓諭は暗殺について指示しておらず、田中自身、逮捕直後には暗殺計画を自供する口供書に署名しているもの、釈放後の始末書では、この口供書は偽造され暴力をもって捺印を強制されたもの⁽³⁵⁾として、暗殺などは「心ニモ不浮事」と主張、九州臨時裁判所からは無罪放免の判決を受けている。田中とともに逮捕された中原尚雄⁽³⁵⁾らも同様の経緯を辿っており、同裁判所では署名を強要した中山盛高⁽³⁶⁾らが犯行を認め、有罪判決を受けた。暗殺計画そのものが存在しなかったかどうかはなお判断⁽³⁶⁾としないが、田中が暗殺を企てていたと考えることは難しい⁽³⁷⁾。

ともあれ、自らの憂慮と川路の指示を得て明治十年一月十日、田中は横浜から神戸、長崎を経て川内に着いたが、そこでは私学校徒の勢力がさらに拡大し、武器弾薬を蓄えて暴発寸前の鹿児島に際会することとなった。「合併区会開教着手等ハ速モ行ハル、景況ニ非ルノミナラス県地ヨリ上京ノ者ニ承候ヨリハ一増甚敷勢ニテ我住所ナレトモ居ルニ居ラレヌ景況」であったという。

そして二月五日、彼は末広とともに西郷隆盛暗殺計画の容疑者として逮捕されることとなる。逮捕直後には田

中らが暗殺計画を自供したという口供書が各所に頒布され、鹿児島県下では「愚夫愚婦ニ至ル迄信セサル者ナシ」⁽³⁸⁾という状態になった。二月十三日、西郷隆盛は「今般政府へ尋問之筋有」として挙兵するが、それは暗殺計画について質すことを名目としていた。⁽³⁹⁾

3 戦争後の活動

田中直哉は明治十年三月に解放、右の暗殺計画に関する裁判にかけられ、無罪放免となったのは十二月であった。その後、明治十三年五月に第一回鹿児島県会が開催されると、翌年三月の第二回県議会選挙で薩摩郷から出馬して柏田盛文とともに当選、以後連続四回当選し、明治十四年四月から十六年一月まで、十六年八月から十八年二月までは常置委員も務めた。⁽⁴⁰⁾

この間の明治十五年三月十二日、熊本で九州改進黨結成大会が開かれ、翌月には、同大会に代表を派遣していた鹿児島民権結社、自治社と公友会、および農事社が合同して九州改進黨鹿児島部を結成している。⁽⁴¹⁾田中自身、この鹿児島部の幹部（本部議員）⁽⁴²⁾となっているが、母体となった自治社の結成にも重要な役割を果たしたようである。鹿児島部設立の経緯を伝える『鹿児島新聞』明治十五年四月二十日付社説は次のように述べている。

客歳仲秋川内人田中直哉、延岡人長友小三等ノ諸氏相謀リテ以テ一百余郷ヲ連衡セントシ、勉焉トシテ意ヲ旧友知己ニ伝フ、於是乎有為ノ志士靡然トシ相応シ、未タ旬日ヲ出サルニ既ニ三十余郷ノ同志ヲ得タリ、会田中氏事故アリテ上京セシカ、連合ノ勢ハ愈々盛ニシテ、其同志ノ覽城ニ集会スルコト前後三回ニ至ルニ及ヒ、諸郷連合ノ名ヲ改メテ自治社ト称スル事トハナレリ

田中の「事故」の内容はわからないが、彼らが「一百余郷ヲ連衡セントシ」として結成した「諸郷連合」が発展改組されて、自治社となったわけである。自治社は自治精神の発起と天賦の権利の保全を主義とし、すべては

総会・幹事会の決によって運営するという民権派組織で、社員は三千人に達したといわれている。⁽⁴³⁾『朝野新聞』明治十四年十二月十八日付論説は自治社結成の動きについて、「鹿児島県人モ亦遂ニ武力ノ範圍ヲ出デテ智力ノ部内ニ入り自治ノ制度ヲ造リ天賦ノ權利ヲ保全スルガ為メニ熱心奮励スルヤ甚ダアキラカナリ」と評価しているが、実際に西南戦争直前に郷合併、代民区会開設による壮士教育、暴発防止と、真宗解禁による権利義務の周知を目視した田中にとって、諸郷連合の結成と、権利保全、自治精神を目的とする自治社への発展は、ある程度のものであったにちがいない。田中にとって西南戦争は障害ではあったが、これに対処する行動が、戦後の民権運動につながったことになる。

しかし、彼の人生は短かった。⁽⁴⁴⁾ 県会議員在職中の明治十八年、藤田組贋札事件に憤慨した田中は、川内川で入水自殺を遂げたといわれている。⁽⁴⁵⁾ 評論新聞時代や西南戦争期に見られたごとく、田中は強烈な信念と行動力をもった人物だったのであろう。

二 柏田盛文の思想と行動

1 慶應義塾から鹿児島へ

さて、田中が鹿児島に下る前に「色々憂慮談話」し、「嘗テ親敷交際致シ居リ候竹馬ノ友」⁽⁴⁶⁾と呼んだ柏田盛文は、田中より二年年長、嘉永四年三月、同じ鹿児島県薩摩郡平佐村に生まれた。⁽⁴⁷⁾ 明治七年九月の慶應義塾入社時の住所は、「鹿児島県第二十九大区一番小区薩摩郡平佐村十三番地」⁽⁴⁸⁾となっており、おそらくここが実家だと思われる。鹿児島において漢学、剣術に親しんだ彼は、戊辰戦争では藩兵小頭を務めて皇居の守備にあたり、明治四年二月に薩長土三藩に御親兵召集の命令が下されると、これに応じて上京、第一大隊第六小隊に編入された

(48)
いう。

その後柏田は軍籍を離れ、明治七年九月十七日、慶應義塾に入社した。(49) 慶應義塾の成績表によれば、柏田はこれから約二年間在学し、記録が残っている明治九年七月まで欠席は一度もなく、かなり優秀な成績を修めている。(50) 在学中は、はじめ「変則」課程に、のち「本科」に属し、「リードル」「文典」「地理書」「究理書」「歴史」「修身論」「経済書」等について学んだ。当時慶應義塾では、「ウィルソン・リードル」「ピネラ・プライマリ文典」「コルネル・ヒジカル地理書」「カッケンボス米国史」「ギーズ・文明史」「ウエーランド・修身論」「ウルーシー・万国公法」などが講じられており、(51) こうした新知識を摂取することは、彼の民権家としての思想形成に強い影響を与えたものと推察される。

明治九年十二月に慶應義塾を卒業した柏田は、そのまま鹿児島に帰郷する。のちに西郷隆盛暗殺容疑で逮捕、解放された後大審院に提出された「始末書」(52) によると、柏田は同年七月頃、「一旦帰省スヘキ旨屢父母ヨリ申来」たため、慶應義塾を出る十二月には帰省して「老父母ノ憂心ヲ慰」めようと考えるに至ったという。ただ、鹿児島行きを決めた理由は父母の要請だけではなく、「十二月上旬ヨリ通路ノ風説ニ鹿児島県下私学校党ハ公然刀ヲ帯ヒ銃ヲ携ヘ或ハ隊伍ヲ組ミ或ハ射撃シ将ニ兵馬ヲ上国ニ弄シテ闕下ヲ蹂躪スルノ景状アリ」といった風説を耳にし、さらに「私ノ知友河島ナル者」(54) から私学校徒が暴発する兆候があると聞いて、次のように考えたためであったとしている。

我輩ハ一介ノ書生ト雖モ彼等偏ニ私憤ヲ抱キ怨望ノ余リ国事ノ開進ヲ憤リ自由同等ノ説ヲ惡ミ民権進動欄柵トナル賊軍ヲ起シ治安ヲ乱シ国憲ヲ犯シ堂々タル王師ニ弓ヲ彎クニ方テハ平生ノ情義ヲ重シテ傍觀スルニ及ハス……何ソ早ク帰県シテ大義名分且ツ利害得失ヲ諄々吐露シテ我輩朋友親戚ニ対スルノ義務ヲ尽クサ、ルヤ

「自由同等ノ説ヲ惡ミ民権進動欄柵トナル賊軍」といった表現は、のちの自由党幹部の片鱗をうかがわせるもの

があるが、こうした「賊軍」の暴発を防ぐために柏田は帰郷したわけである。この四年後には国会開設建白書を書き、五年後には自由党幹事となる彼は、すでにこの頃には民権家としての自覚を得ていたものと推察される。

その後、当時中江兆民の塾でフランス語を学んでいた大山綱介、⁽⁵⁵⁾新錢座の攻玉社にいた猪鹿倉兼文、そして前記の末広直方、田中直哉といった同郷の人々と「心事モ符節ヲ合セタル如ク」となった柏田は、十二月二十八日に末広、田中とともに横浜を出発、長崎を経て帰郷した。

なお、田中らが十二月二十六日に川路から帰郷の内命を受けていたことは前記の通りだが、柏田自身は「我輩今般帰県ハ自身実ニ止マサル志情ヨリ暢発シタル事件」であり、警察の会合に参加することで「世上ニ我輩ハ警視ノ為ニ箠絡サレ当政府ノ使役スル処トナルト認メラレテハ甚以残念至極ニ存シ」、また「自身ヨリ他人ニ不羈独立ノ元氣自主自治ノ精神ヲ陶冶揮サセント欲シテ先ツ自身ニ卑屈ノ域ニ陥ルノ景状ニ相成候テハ素志ニ背馳スルノミナラス尔来世上ニ対シテ何ノ面目アラナヤト真情ヲ述置キ」、会合には参加しなかったと述べている。二月の逮捕直後に取られた口供書（私学校徒によつて捏造されたとされる）でも「集会等ニ一切関係不致候事」⁽⁵⁶⁾とされており、この点については私学校徒も疑いを持つていなかったものと推察される。

ともあれ、「不羈独立ノ元氣自主自治ノ精神」を自らの信条とし、「国事ノ開進ヲ憤リ自由同等ノ説ヲ惡ミ民権進動欄柵トナル賊軍ヲ……傍觀スルニ及ハス」として帰郷する彼の態度には、師である福澤諭吉の影響が色濃く出ているといわなければならない。柏田の慶應義塾在籍中、福澤は『学問のすゝめ』の刊行を重ね、また『文明論の概略』を出版するなど、思想家としての影響力においてピークを迎えていたが、たとえば『学問のすゝめ』では「今の学者何を目的として学問に従事するや。不羈独立の大義を求むると言い、自主自由の権義を恢復すると言うに非ずや」と学問の目的を語り、「一国の人民は国法を重んじ人間同等の趣意を忘るべからず」と諭し、「固く法を守つて正しく事を処し、或いは政令信ならずして曲を被ることあらば、我地位を屈せずしてこれを論

じ、あたかも政府の頂門に一釘を加え、旧弊を除きて民権を恢復せんこと、方今至急の要務なるべし」と民権回復の必要性を述べていた。⁽⁵⁷⁾のちに私学校徒に逮捕された際「汝ハ東京ニ於テ何事ヲ為シ居タルヤ」と問われた柏田は、「福澤ノ書生ナリ」⁽⁵⁸⁾とのみ応えているが、卒業直後の彼にとって、やはり師の影響はかなりのものであったと思われる。

2 私学校徒の説得

さて、鹿児島に到着した柏田が観察するところ、すでに故郷の平佐郷でも私学校への入校が活発になっており、「其勢焰頗ル熾ン」で、生徒らは公然と武装するに至っていた。柏田は彼らに対して「貴重ナル權利ヲ自ラ捨テ心身共ニ同等ノ人間ニ委託シテ疑ハサルハ男子ノ愧ル所ニ非スヤ」などと説いたが、「悔悟ノ色ハアレトモ今更約ヲ変シ退校ノ難キ」といった状況であったという。⁽⁵⁹⁾

しかし、大山と猪鹿倉が加世田郷で行った説得は、一定の成果を得ている。彼らは、私学校徒が政治を矯正するならあくまで「丁寧反復忠諫」すべきであり、暴挙すれば賊となり国安や倫理、友誼を害することとなる、こは「我郷独立シ新ニ学校ヲ設立シ教育ヲ盛ニ」して周囲から独立すべきではないか、と説いた。これによって彼らは戸長らの理解を得、「変則学校ヲ設ケ東京ヘ一ケ年ニ四人ツ、宛遊学セシムルノ儀ヲ決」したという。これは、「私学校分校に対抗して別に一派の学校を建てようと企てたものかとも推測」⁽⁶⁰⁾され、この学校で生徒を教育、東京に遊学させることで、私学校の勢力を削ぐよう考えたものと思われる。かくして二月三日に十九人が私学校を辞めることとなったため、その翌日、柏田、猪鹿倉、大山の三人で「変則学校ノ約束」の草案を作成することとなった。しかし、その草案作成中に武装した私学校徒が押し寄せ、彼らは西郷暗殺計画の容疑者として捕縛されてしまう。⁽⁶¹⁾

彼らが構想していたという「変則学校」の具体的な内容についてはわからないが、明治五年発布の学制第三十条に「当今中学ノ書器未タ備ラス此際在来ノ書ニヨリテ之ヲ教ルモノ或ハ学業ノ順序ヲ踏マスシテ洋語ヲ教ヘ又ハ医術ヲ教ルモノ通シテ変則中学ト称スヘシ」とあり、学制発布後に設立された中学のほとんどはこの変則中学であったといわれる。ここでは学科も漢学や洋学に偏り、修学年限は長短区々で規定の年齢を過ぎた生徒を収容していたが、中学のみならず、大学南学校ではすでに明治三年に正則変則の制が設けられて、「長年の者変則差許候」としていた。⁽⁶²⁾

柏田が入学した当時の慶應義塾でも明治六年に「正則」と「変則」の二課程が設けられており、「正則」を学業年数七年（予備三年、本等四年）の正規の教育課程とし、「変則」は学業年限を定めず、年長者を対象に「専ら読方及訳を覚えしむるを主旨」とした速成教育を目指すものとしていた。⁽⁶³⁾ 先述のように柏田自身「変則」に属しており、彼らは私学校徒を年長者と捉えて、遊学を含めた速成教育を考えたものと推察される。遊学先としても、具体的には彼ら自身が学んでいた慶應義塾や攻玉社、中江兆民の仏学塾などが念頭にあったのであろう。そこにおいて彼らが学んだ新知識を、私学校徒にも伝えたいという希望もあったかもしれない。

3 戦争後の活動

いずれにせよ、この学校は戦争勃発により設立をみることはなかったが、柏田の学校教育への関心は衰えなかったと見え、釈放後は鹿児島県川内七ヶ郷学区取締として故郷の教育に尽力し、⁽⁶⁴⁾ その後も後述するように、鹿児島県会議員、第四高等中学校長、文部次官、また茨城や新潟の知事として、学校建設や普通教育の普及にあたった。明治二十三年の第一回総選挙に出馬した際には『衆議院議員候補者列伝』に「今ハ身ヲ教育上ニ措キテ鞠躬力ヲ人材陶冶ノ術ニ尽クシテ怠ラサル者之ヲ鹿児島県人柏田盛文君トナス」と紹介されている。⁽⁶⁵⁾

この間、柏田は明治十三年二月の第一回鹿児島県議会選挙で当選するなど県内での基盤を確実に固め、同年五月からは県会副議長を務めるかたわら、九月には国会期成同盟を結成している。この中心となったのは柏田と川越進（のち宮崎県会議長）であったといわれるが、八月一日付で川越が配布した国会期成同盟緒言は、「戦乱に還人心紛々、今日ニ至リテ、尚其帰着スル所ヲ知ラサルモノ如シ」と鹿児島県の現状を憂い、「嗚呼内ニシテハ官民漸ク阻隔シテ乖離ノ像ヲ顕シ、加ルニ財政日ニ困難ヲ告ゲ、外ニシテハ虎視眈々常ニ隙ヲ窺ヒ、又烽火対岸ニ颺ラントスルノ警アリ」と内外の危機を挙げた上で、こうした「国難ヲ救ヒ将ニ胎ムノ禍機ヲ鎖シ……明治ノ天地ニ樂ミ以テ大義ヲ全フセント」すれば、「国会ヲ開キ、立憲ノ政体ヲ建ルニ注射セシメサルベカラズ」と国会開設の意義を語っていた。⁽⁶⁶⁾鹿児島島の人心の現状と内外の危機への憂慮が背後にあったことが注目される。

かくして同年十一月、柏田は太政大臣三条実美に対して鹿児島県下三千五百人の総代として「国会開設建白書」⁽⁶⁷⁾を提出する。ここでは、冒頭で「今ノ形勢ヲ惟ルニ上下ノ間漸ク阻隔シテ人心日ニ離レ禍機既ニ胎ンテ将サニ閼牆ノ変ヲ発セントスルノ兆アリ矣嗟外人跳梁ニシテ国権振ハサルノ今日ニ方リ如此悲観ヲ呈スルニ於テハ愈固有ノ国勢ヲ減殺シ益独立ノ体面汚流シ遂ニ全国ヲ挙テ言フニ忍ヒサルノ終極ニ沈倫セン」と同盟緒言と同様の認識を示した上で、次のように国会開設と憲法制定の意義を説いた。

政関公議ニ從テ運転スルニ至ラハ上下ノ間自ラ接近シ人心從テ和綏セン人心和綏セハ国勢漸ク強盛ニ赴カン国勢強盛ニ赴カハ外人ノ跳梁又虞ルニ足ラズシテ独立ノ体面自ラ復シ邦家ヲ泰山ノ安キニ置テ 皇基ヲ無窮ニ垂ル、ヤ疑ヲ容レザル也抑公議ニ從ツテ政関ヲ運転セシメント欲セハ他ニ奇術妙法アルニ非ル也唯 天皇夙トニ志シ給フ所ノ国会ヲ開キ確然タル憲法ヲ制定シ立法行政ノ区域ヲ明劃シ互ニ相侵犯セサルノ制度ヲ設ケ立法ノ權ヲ人民ニ附与シテ君民同治ノ政体ヲ確立スルニアルノミ

「公議」に従って政治を行うことで「人心和綏」「国勢強盛」を成し、「外人跳梁」を防ぐことができるとする柏

田は、国会開設・憲法制定によって立法権を人民に付与する「君民同治」の実現を訴えるのである。そして、こうした主張の背景には、政府専制に対する内乱勃発という、彼自身が経験した西南戦争の教訓があった。

専政ハ内乱ノ基ニシテ有司専制ノ国最モ甚シキ所以也政府タル者斯民ト俱ニ進ミ斯民ト俱ニ慶ヲ享ルノ真意ヲ以テ政ヲ施シ上意下ニ通シ下情上ニ達スルニ至ラハ亦何ヲ苦ンテ或ハ鎗剣ヲ提ケ或ハ竹槍ヲ捻リテ官府ニ抗シ乱臣賊子ノ名ヲ蒙ルモノナランヤ既ニ国法ヲ犯シテ起ル者ハ之ヲ討滅スルノ外策ナシト雖之ヲ未タ叛カサルニ治スルノ法ヲ求メスシテ茲ニ至ラシメハ良民ヲ驅ツテ乱臣賊子ノ門ニ入ル、ト何ノ逕庭アランヤ

政府が「斯民」と共に政治を行い、上下相通じているならば内乱は起こらない。一度乱が起れば討たざるを得ないが、政府が暴発前に問題を解決せず乱に至ったならば、それは政府が「良民」を「乱臣」に追い込んだも同然ではないか。かつて西南戦争直前、ひとたび「王師二弓ヲ彎ク」事態が発生すれば「止ヲ得ス涙ヲ揮ヒ声ヲ吞ンテ干戈ヲ朋友親戚ノ間ニ交ヘサルヲ得ス」としながらも、あくまで暴発を事前に防止するために説得にあった柏田にしてみれば、政府が議會を開いて憲法を制定し、民意を汲んで内乱を未然に防ぐべきだという主張は、自身の経験からくる強い教訓と批判に裏打ちされていたはずである。

この建白書は、同時期に茨城、和歌山、三重、栃木から提出された国会開設建言書とともに大臣参議の「回覧」に供せられたのみであったが、柏田の民権家としての活動ははじまったばかりであった。

建白書提出の翌月、柏田は山際七司を中心とする自由党組織化、機関紙発行に向けた会合に参加⁽⁶⁸⁾、翌明治十四年三月には中江兆民、林正明、松田正久、上条信次らと協力して、西園寺公望を社長とする『東洋自由新聞』の創刊に参画した。柏田は慶應義塾在籍から匿名で『東京曙新聞』に投書をしたことがあり、能文の才があったため、同紙記者であった上条に推挙されて記者となったようである。⁽⁶⁹⁾ 柏田はここで「政党論」「地方自治論」といった社説を発表し、「政党論」では、内外の危機を乗り切るために必要なのは「改進黨」と「自由」であるとし

て、その活動体としての政党の必要性を力説している。⁽⁷⁰⁾

かくして、同年十月に自由党が結成されるとこれに入党、⁽⁷¹⁾まもなく幹事となり、「専ラ事務ヲ裁理シ又自由新聞発行ノ事ニ与」⁽⁷²⁾ったといわれる。翌月にはいわゆる自由党集会条例違反事件で他の幹事四名とともに罰金刑に処せられるなど、⁽⁷³⁾大物民権家として政府から警戒されるようになった。翌明治十五年一月には大石正巳とともに南多摩に赴き、自由党地方部の結成に寄与している。⁽⁷⁴⁾

その後柏田は、「結党ノ後モ大ニ奔走尽力シタリト雖モ自由党ノ基礎未タ鞏固ナラサルヲ見テ君慨然トシテ曰ク尽策既ニ此ニ至リテ十分活動ノ出来サルハ各地方団結ノ未タ鞏固ナラサルニ起因スル者ナリ」と、自由党の基盤が脆弱であることに失望して帰郷、明治十五年三月、「純然たる自由党系」⁽⁷⁶⁾（『自由党史』）とされた九州改進黨の結成に加わった。そしてこのとき、彼は「兩党ニ加ハルノ不可ナルヲ感シ」⁽⁷⁷⁾たとして「断然自由党ヲ脱党」する。

脱党の背後には、自由党の基盤への失望とともに、結党以前から存在していた九州派と土佐派の対立もあつたように思われる。河野広中は、「由来九州と土佐派は相容れず、予が之が為めには、少なからず苦心し來つた」⁽⁷⁸⁾と述べており、馬場鉄男氏は、こうした兩派の対立によって自由黨員の一部が九州改進黨結成に向かったと指摘しているが、⁽⁷⁹⁾柏田の場合も同様であつたと推察される。柏田は同年四月九日、鹿児島市内で開かれた大政談演説会で「政党之効用」と題して演説し、国会開設前の政党の効用として政府人民間の秩序安定化に資することを、また国会開設後の効用として世論の動向による政權交代を可能にすることなどを説いているが、⁽⁸⁰⁾当時の自由党はこうした理想像にそぐわないと判断されたのであろう。

ただ、脱党に踏み切った背後には、九州改進黨側の説得もあつたようである。明治十五年四月から六月にかけて九州を巡回した地方巡察使渡辺昇は六月十九日付の太政大臣三条実美宛報告書の中で、次のように述べている。⁽⁸¹⁾

柏田盛文ナルモノハ元ト郷士ノ内ニテ稍金力モ有之是迄東京自由党ニ加リ居リシモノニテ当人モ鹿児島改進黨ニ加入セシコトヲ希望シ黨員モ其金力アルヲ以テ之ヲ望ムモ東京自由党ヲ脱セサレハ不都合ナリトテ和泉邦彦ヨリ大ニ之ヲ説得シ遂ニ彼ヲ脱シ鹿児島党ニ加入セシモノナリ

加入を望む柏田に対し、九州改進黨側も彼の「金力」を当てにしており、結果同党長崎本部委員の和泉邦彦が彼を説得、入党を実現させたというわけである。自由党の地方基盤に失望し、これを固めたいと考える柏田と、柏田の資金力に期待する改進黨側の思惑が一致しての自由党脱党、改進黨入党であったと考えられる。入党後、柏田はさっそく同鹿児島部の本部議員となった。

その後明治十六年八月に柏田は県会議長となるが、県会と県庁の対立ははげしく、県会が可決した地方税収支予算を県令が認めないといった衝突が毎年のように起こり、内務卿や大蔵卿、参事院の裁定を求める事態が発生して、柏田はその調整に苦慮することとなった。⁽⁸²⁾ こうした中で柏田の政党活動は影を潜めるようになり、九州改進黨の大会にも明治十六年以降、出席しなくなる。⁽⁸³⁾ 升味準之輔氏は、府県会発足後「数年たつと、彼ら（民権家―小川原）は府県会の政治的かけひきや府知事・県令との妥協に熱意と関心を示すように」なり、「こうして民権運動の裾野は、政府が設置した地方制度のなかの運動に収縮することとなった」⁽⁸⁴⁾と指摘しているが、柏田もこの例に漏れなかったものと思われる。

明治二十年四月、柏田は森有礼文相からの招請で新設の第四高等中学校長に就任するが、政治への関心は衰えなかったと見え、同二十三年の第一回総選挙では帰郷して、九州改進黨鹿児島部を吸収した鹿児島同志会から立候補、次点で落選した。ここで柏田は大きな路線変更を見せ、第二回総選挙では松方内閣が主導した吏党「独立倶楽部」の中心人物となつて、はげしい民党攻撃を展開、僅差で当選している。⁽⁸⁵⁾ 一度目の選挙でのショックの反動もあるが、国会開設後の民党は柏田にとって「殆んど破壊党と同様に相成候」状態であり、これでは「政府

之困難ハ非常と覚悟をせらるを得ざる次第⁽⁸⁷⁾」と憂慮される存在になっていた。当選への強い意欲と民党への失望が、彼をして吏党に参加せしめたものと考えられる。

その後柏田は衆院議員を四期務め、明治二十九年には千葉県知事、第一次大隈内閣で文部次官、明治三十二年に茨城県知事、翌年には新潟県知事となっている。この間、議員在職中は教科書検定や教育高等会議の創設などに取り組み、文部次官を経て知事時代も一貫して教育の普及と農事の改良につとめて信頼を集めたといわれる⁽⁸⁸⁾。

ただ晩年は明るいものではなく、明治三十五年に発覚した教科書収賄事件によって新潟県知事を休職、起訴され、最終的に収賄は無罪となったものの、小学校令違反として罰金二十五円を科された⁽⁸⁹⁾。教育への一貫した関心が裏目に出た格好だが、これが経歴には致命的となり、柏田が再び政界、教育界の表舞台に登場することはなかった。かくして明治四十三年六月二十日、柏田盛文は六十歳で没している。政治家として、教育者として鹿児島⁽⁹⁰⁾の先覚者的存在であった柏田の葬儀には、松方正義、大山巖、樺山資紀、山本権兵衛、伊集院五郎、渡辺千秋、杉浦重剛をはじめ、貴衆両院議員、文学者、教育者など二百余名が会葬している。

むすび

従来、竹下弥平の憲法草案が起草された明治八年から国会開設請願書が提出される明治十三年まで、鹿児島において民権運動はみられなかったといわれてきた。西南戦争は民権伸長の阻害要因としてのみとらえられ、戦後ようやく高まった国会開設の運動も、国事犯が釈放され、戦争の苦難がようやく癒えはじめたところに展開されたとされる。

しかし本稿で見たように、西南戦争直前の鹿児島では、東京から帰省した民権家が民会開設を訴え、戦争を抑

止しようと努めていたし、この挫折という経験が、戦後の彼らの運動に少なからぬ影響を与えることとなった。中央においてすでに反政府の筆を振るっていた田中直哉は合併区会の設立を企てて失敗し、戦後、自治社、そして九州改進黨の設立に関与する。慶應義塾を卒業したばかりでまだ無名であった柏田盛文も、福澤諭吉の思想的影響を受けつつ、私学校徒の説得と勢力の削減を図って挫折。戦後は「専制に対する内乱の勃発」を教訓としつつ、「政府」と「斯民」との調和、そしてその装置としての政党の重要性を訴えて、自由党幹事、九州改進黨鹿児島部の幹部となり、鹿児島为民権家の代表的存在となっていく。あえて言うなら、鹿児島为民権運動は西南戦争によって阻害されたが、しかし、西南戦争を踏み台として展開した、ということになる。

最後に、田中や柏田に少なからぬ影響を与えた慶應義塾および福澤諭吉と、鹿児島为民権運動との関係について一言しておきたい。福澤は西南戦争前後に「丁丑公論」をはじめとする西郷弁護の言論を展開するなど、鹿児島に強い関心を寄せていた。とりわけ注目されるのは、戦争終結後、福澤が慶應義塾出身で親交のあった市来(野村)政明から「旧鹿児島藩士、今後の方向如何に付き」相談を受け、これに返答する形で書き送った「薩摩の友人某に与るの書」である。⁽⁹¹⁾ この中で福澤は、鹿児島土族の性質、風俗、藩風などについて述べ、これを「薩摩の土族は、古来の習慣に於て門閥の念慮少なく、専ら自身の働に依頼するの風を成したるもの」と整理した上で、次のように鹿児島における民会開設に期待を寄せている。⁽⁹²⁾

今薩の旧土族は……古来仲間の約束を以て体を成し、自から作たる約束を自から守り、其約束を以て進退を共にし榮辱を共にしたるものにして、其精神は今尚依然たり。取りも直さず民庶會議に欠く可らざるの元素なれば、今より益この元素を発達して之を文飾し、主として學問に心を寄せて工業を怠らず、腕力の剛勇に兼るに智力の穎敏を以てし、輕率暴動の念を抑圧して平和の方向を定め、土族に始り農商に及ぼし、全国の人民これに勉強して怠ることなくば、民庶會議の如きは数年の内に整頓して、他國に於て百年の事業も薩摩に於ては十年に効を奏す可し。是れ即ち余輩が該土族の

為に謀て、其性質を衆庶會議の事に適合する者と認め、以て今後の方向とする所なり。

福澤は、門閥にこだわらず横の連帯を重視する薩摩士族の気風こそが民会に適合するとして、その実現を「今後の方向とする」のであった。

こうした福澤の意を受けた市来は明治十五年二月、これも福澤の同意を得て『鹿児島新聞』を創刊、同紙は九州改進黨鹿児島部の機関紙的存在となっていた。その初代主筆を務めた元吉秀三郎も中津市学校と慶應義塾を出た人物で、彼を市来に推挙したのも福澤である。⁽⁹³⁾田中や柏田の行動について福澤が直接関係していたかどうかはわからないが、福澤の思想と支援、そして育てた人材が、戦後の鹿児島民権運動を支えたことはたしかである。柏田が福澤の影響を強く受けていたことは前述の通りであり、田中もまた慶應義塾に学び、『鹿児島新聞』や九州改進黨は、彼らにとって重要な活動の舞台となった。

鹿児島で民権運動が本格化する明治十三年に至るまでの数年間に、西南戦争という挫折と再出発の契機があり、また人材と思想が練られ、それらが、戦後の民権運動の礎を築いていったといえよう。

- (1) 薩藩史料調査会編『鹿児島県政党史』（薩藩史料調査会、大正七年）、一一頁、鹿児島県議会議会編『鹿児島県議会議史』第一卷（鹿児島県議会議会、昭和四十六年）、二六三頁、芳即正『鹿児島県政党史（一）』（『三州談義』創刊号、昭和三二年）、七頁、出原政雄『鹿児島における自由民権思想』（『志學館法学』第四号、平成一五年三月）、七六頁。
- (2) 前掲『鹿児島県政党史』、一一―一三頁、前掲『鹿児島県議会議史』第一卷、二六三頁。
- (3) 前掲『鹿児島県政党史（一）』、七頁。前掲『鹿児島県政党史』によれば、明治一年の末に参議伊地知正治が帰県した際、西郷の残党が彼を擁して起つのではないかと危惧した政府が吉井友実を勅使として派遣し、伊地知を連れ戻したという（一二頁）。

- (4) 新井勝宏『最初の民間憲法草案』（『自由民権百年』第四号、昭和五十六年七月）、参照。

- (5) 前掲「鹿児島における自由民権思想」、七六頁。
- (6) 自由民権百年全国集会実行委員会編『自由民権運動研究文献目録』（三省堂、昭和五九年）、二二九頁、「鹿児島」の項、参照。
- (7) 前掲「鹿児島における自由民権思想」、九五頁。
- (8) 前掲『自由民権運動研究文献目録』、およびこの目録刊行以降に刊行された民権運動研究文献を整理した国立歴史民俗博物館の「自由民権運動研究文献目録データベース」（平成一六年二月更新）などを見ても、註(1)で挙げた研究のほかには、芳即正「九州改進黨鹿児島部と郷友会の会員分布」（『鹿児島史学』第一七号、昭和四六年三月）、同「鹿児島学校と三州義塾」（『鹿児島純心女子短期大学研究紀要』第一三号、昭和五八年一月）、などを挙げうるに過ぎない。
- (9) 「改進黨党員名簿 鹿児島県」（『樺山資紀文書』国立国会図書館憲政資料室蔵、所収）。
- (10) 川内郷土史編さん委員会編『川内市史』下巻（川内市発行、昭和五五年）、一〇〇三頁。慶應義塾福沢研究センター編『慶應義塾入社帳』第一巻（慶應義塾、昭和六一年）に「田中直哉」の名はないが、明治四年九月八日付で鹿児島県士族「田中太郎助」なる人物が入社しており、出身地・身分・年齢が一致するため、これが直哉ではないかと思われる。保証人は福澤諭吉（四四五頁）。
- (11) 田中直哉「新聞条例譏諷律ノ禁獄所刑ヲ廃シテ罰金所分ヲノミ存シ新聞記者投書家ノ禁獄人ハ贖罪ヲ以テ悉ク放免スヘキノ上書」（『記録材料建白書仮綴』国立公文書館蔵、所収）。
- (12) 神代種亮「評論新聞解題」（『明治文化全集』第五巻・改版、日本評論新社、昭和三〇年）、一六頁。
- (13) 美土路昌一編著『明治大正史 第一巻 言論編』（朝日新聞社、昭和五年）、五七頁。
- (14) 前田愛『成島柳北』（朝日新聞社、昭和五一年）、二四一頁。
- (15) 『評論新聞』明治八年一月、第三四号。
- (16) 『評論新聞』明治九年一月、第五八号。
- (17) 『評論新聞』明治九年一月、第六七号。
- (18) 『評論新聞』明治八年一月、第四一号。

- (19) 『評論新聞』 明治九年一月、第六三号。
- (20) 『評論新聞』 明治九年二月、第六八号。
- (21) 『評論新聞』 明治九年二月、第七二号。
- (22) 前掲『明治大正史 第一巻 言論編』、五八頁。
- (23) 前掲『明治大正史 第一巻 言論編』、七三―七七頁。
- (24) 『朝野新聞』 明治九年六月一日付。
- (25) 次に取り上げる建白書中で田中は、「本月十日放免ヲ蒙リ」と述べている。
- (26) 前掲「新聞条例讒謗律ノ禁獄所刑ヲ廃シテ罰金所分ヲノミ存シ新聞記者投書家ノ禁獄人ハ贖罪ヲ以テ悉ク放免スヘキノ上書」。
- (27) 以下、田中自身の記述については「始末書 田中直哉」(『鹿児島征討始末 別録二』国立公文書館蔵、所収)、参照。西郷暗殺疑惑で逮捕された田中らは三月一〇日に救出され、東京に護送、前鹿児島県令大山綱良の引合人として大審院の取り調べを受けた。この始末書はその際に提出したものである(掲出日は四月四日)。以下に引用する柏田盛文、大山綱介、猪鹿倉兼文の始末書についても同様。
- (28) 「建議及所見陳述書類」(我部政男・広瀬順昭・西川誠編『明治前期地方官会議史料集成』第一期第七巻、柏書房、平成八年、所収)、五一―五三頁。
- (29) 渡辺隆喜『明治国家と地方自治』(古川弘文館、平成一三年)、第一章、第二章、参照。
- (30) 前掲『鹿児島県議会議史』第一巻、二二頁。
- (31) 藤等影『薩摩と真宗』(興教書院、大正五年)、二〇七―二二頁。なお、真宗解禁にあたっては、西郷隆盛の役割も大きかったといわれている。『西南記伝』によると、都城・鹿児島合併に際して真宗の解禁が問題になった際、西郷は、「信教の自由は奪ふべからず。宜しく禁令を解くべし」と述べ、これを受けて大山県令は真宗解禁を決したという(黒龍会編『西南記伝』下巻二、原書房、昭和四四年、二六三―二六四頁)。西郷隆盛全集編集委員会編『西郷隆盛全集』第四巻(大和書房、昭和五三年)には、このときの西郷の書面の草稿が収録されている(三三七―三四〇頁)。真宗解禁の経緯については、星野元貞『維新时期薩摩藩の宗教政策と真宗の解禁』(『真宗史論叢』永田文昌堂、

平成五年、所収)、および福岡寛隆「近代天皇制国家体制の成立と宗教―薩摩における廃仏と真宗の解禁とをめぐって―」(『伝道院紀要』第一五号、昭和四九年)、参照。

(32) 猪鹿倉兼文は鹿児島県加世田郷士族。戦争前は攻玉社に学びながら警視庁の書記を務め、西郷暗殺事件容疑者として逮捕されたが、のち地方官吏となり、沖縄県警部長、同会計主務、長野県書記官などを務めた(『官吏進退』国立公文書館蔵等、参照)。

(33) 末広直方は田中直哉の実兄で、鹿児島県平佐郷士族。明治七年に警視庁に入り、のち西郷暗殺事件容疑者として逮捕されたが、釈放後警視庁に戻り、鹿児島県会議員、香川・高知両県知事などを務めている(前掲『川内市史』下巻、一〇〇三頁)。

(34) 鹿児島県『鹿児島県史』第三卷(鹿児島県発行、昭和一六年)、九〇二―九〇三頁。

(35) 前掲『始末書 田中直哉』、『公文録』(国立公文書館蔵)、明治一〇年・旧征討総督府伺。

(36) 暗殺計画の首謀者とされる中原尚雄も逮捕直後の口供書では暗殺を認め、のちにこれは自白を強制されたものとして否定している。ただ、中原と接触した探偵谷口登太や九州臨裁の裁判官の証言によると、中原が、西郷を説得しただめな場合は「刺違へるより外なし」と「覚悟」を示す発言をしたとされ、中原自身もこれは否定していない(前掲『鹿児島県史』第三卷など、参照)。ただ谷口は明治四三年になって、この証言は裁判所との取引によって捏造したもので、実は中原は暗殺の決意を述べたと語ったという話もある(加治木常樹『薩南血涙史』青潮社、昭和六三年復刻)。いずれにせよ、前掲『鹿児島県史』第三卷が指摘するように、当時の緊迫した情勢下で「暗殺」ならずとも「刺違へる」といった報告がなされれば、それが私学校徒に「暗殺」と同様の重大かつ深刻な影響を与えたことは想像されよう(九一四頁)。

(37) 西郷暗殺計画の存在を肯定する前掲『薩南血涙史』によると、田中の帰郷後、県下の巡査が「田中直哉が在京の同志に寄せんとせる」書簡を入手し、そこには「尋常手段を以て鎮撫すること」が難しい場合は、火薬庫に放火して城下を混乱させ、「西郷、桐野、篠原以下四十余人を刺殺し一挙事成るを期せん」との意があったとしている(二八―二九頁)。ただ、田中自身はこうした計画を否定しており、のちに取り上げる柏田盛文、大山綱介らの変則学校草案も「此草稿ヲ城下放火ノ書ナリシト流言セシ由」(始末書 大山綱介・猪鹿倉兼文)、前掲『鹿児島征討始末別

録二、所収」というから、田中らに示された川路の訓諭が誇張されて伝えられたものとも考えられる。田中と共に川路邸での会合に参加した樋脇盛苗は訓諭の草案を持っていたといわれており（前掲『鹿児島県史』第三卷、九〇四頁）、田中もこれを持っていた可能性はある。

- (38) 市米四郎「丁丑擾乱記」（『鹿児島県史料』西南戦争・第一卷、鹿児島県、昭和五三年、所収）、一〇〇三頁。
- (39) 黒龍会編『西南記伝』中巻一（原書房、昭和四四年）、一二〇頁。
- (40) 『鹿児島県議会史』別冊（鹿児島県議会発行、昭和四六年）、第一編「名簿」、参照。
- (41) 水野公寿「九州改進黨の結成について」（『近代熊本』第二二号、昭和五八年九月）、六三一六七頁、前掲「九州改進黨鹿児島部と郷友会の会員分布」、四三―四五頁、参照。
- (42) 水野公寿「九州改進黨覚え書」（『近代熊本』第一一〇号、昭和四五年九月）、三八頁。
- (43) 前掲「九州改進黨の結成について」、六四―六七頁。
- (44) 前掲『川内市史』下巻、一〇〇三頁。
- (45) 前掲「始末書 田中直哉」。
- (46) 前掲『川内市史』下巻、一〇〇一頁。
- (47) 前掲『慶應義塾入社帳』第一卷、六八二頁。
- (48) 『日本現今人名辞典』（日本現今人名辞典発行所、明治三三年）、「か」八八頁、『幕末維新人名事典』（新人物往來社、平成六年）、二七八―二七九頁、『明治過去帳 新訂』（東京美術、昭和四六年）、一一六八頁、参照。
- (49) 前掲『慶應義塾入社帳』第一卷、六八二頁。保証人は有馬武。
- (50) 『慶應義塾字業勤惰表』（慶應義塾福澤研究センター編『福澤関係文書』、所収）。
- (51) 慶應義塾編『慶應義塾百年史』上巻（慶應義塾、昭和三三年）、四一九―四二三頁、前掲『慶應義塾字業勤惰表』、参照。
- (52) 前掲『福澤関係文書』名簿類。
- (53) 以下、「始末書 柏田盛文」（前掲「鹿児島征討始末 別録二」、所収）、参照。
- (54) 柏田とともに逮捕される大山綱介と猪鹿倉兼文によると、柏田に鹿児島の情勢を伝えたのは「福澤氏ノ門ニアリ

シ川島某」だったという（前掲「始末書 大山綱介・猪鹿倉兼文」。この時期までに慶應義塾に在籍した鹿児島出身の「河島」ないし「川島」性の人物は、明治七年五月四日に入社した鹿児島県士族河島長治しかおらず、この人物は河島長治とみて間違いないと思われる。

(55) 大山綱介は鹿児島県加世田郷士族。西南戦争後は明治一一年に外務省入省、書記官二等見習から仏公使館書記生、外務書記官等を経て、駐イタリア特命全權公使、駐オーストリア特命全權公使等を歴任した（『説売新聞』明治四四年八月三日付訃報、前掲「明治過去帳」、一二二六頁）。

(56) 「鹿児島征討始末 一」（国立公文書館蔵）、所収。

(57) 「学問のすゝめ」（『福澤諭吉全集』第七巻、岩波書店、昭和四五年、所収）、参照。

(58) 前掲「始末書 柏田盛文」。

(59) 前掲「始末書 柏田盛文」。

(60) 前掲『鹿児島県史』第三巻、九〇八―九〇九頁。

(61) 以上、前掲「始末書 大山綱介・猪鹿倉兼文」。

(62) 山内太郎「正則中学・変則中学」（『日本近代教育史事典』平凡社、昭和四六年）、一〇〇頁、前掲『慶應義塾百年史』上巻、四〇九頁。

(63) 前掲『慶應義塾百年史』上巻、四〇七―四三二頁、参照。なお、中江兆民の仏学塾でも正則課程のほかに「所謂変則ノ名ヲ以テ究意正則ノ実ヲ獲ル」課程が設けられており、攻玉社でも正規の授業以外に課外の特別講義、夜間、日曜の講義が行われていた（手塚竜麿『東京の各種学校』都史紀要一七、昭和四三年、六〇―六一頁、および『攻玉社百二十年史』攻玉社学園、昭和五八年、三四頁、参照）。

(64) 衆議院・参議院編『議會制度百年史 衆議院議員名鑑』（平成二年）、一七一頁。

(65) 大久保利夫『衆議院議員候補者列伝』第一巻（六法館法律書院、明治二三年／大空社、平成七年翻刻）、三三四頁。

(66) 前掲『鹿児島県議会議史』第一巻、二六六―二六七頁。

(67) 前掲「公文録」、明治一三年・元老院附録三、所収。

- (68) 江村栄一「自由党結成再論」(『経済志林』四八巻四号、昭和五六年三月)、六五三頁。
- (69) 西田長寿編『東洋自由新聞 復刻版』(東京大学出版会、昭和三九年)、宮武外骨解題、八一―一二頁。
- (70) 『東洋自由新聞』明治一四年三月二七日付。
- (71) 佐藤誠郎・原口敬明・永井秀夫編『自由黨員名簿』(明治史料研究連絡会、昭和三〇年)、九頁。
- (72) 前掲『衆議院議員候補者列伝』、三三二頁。
- (73) 寺崎修「明治十四年・自由党集会条例違反事件の一考察」(『明治自由党の研究』下巻、慶應通信、昭和六二年、所収)、参照。
- (74) 寺崎修「自由党の設立と自由党地方部」(『明治自由党の研究』上巻、慶應通信、昭和六二年、所収)、四一頁。
- (75) 前掲『衆議院議員候補者列伝』、三三二頁。
- (76) 板垣退助監修、遠山茂樹・佐藤誠朗校訂『自由党史』中巻(岩波文庫、昭和三三年)、九七頁。
- (77) 前掲『衆議院議員候補者列伝』、三三二頁。
- (78) 河野磐州伝編纂会編『河野磐州伝』上巻(河野磐州伝刊行会、大正一二年)、四三八頁。
- (79) 馬場鉄男「自由民権運動に於ける玄洋社の歴史的評価」(『日本史研究』二八号、昭和三二年五月)、六三頁。
- (80) 『鹿兒島新聞』明治一五年四月一二日付、四月一五日付、前掲「鹿兒島県における自由民権思想」、八二頁、参照。
- (81) 我部政男編『地方巡察使復命書』(三一書房、昭和五五年)、二七四頁。
- (82) 前掲『鹿兒島県議会史』第一巻、五四頁以下、参照。
- (83) 前掲『九州改進黨覚え書』、三九―五〇頁。
- (84) 升味準之輔『日本政党史論』第一巻(東京大学出版会、昭和四〇年)、二二七頁。
- (85) 前掲『衆議院議員候補者列伝』、三三二頁。
- (86) 前掲『鹿兒島県議会史』第一巻、三一―一頁以下、参照。
- (87) 明治二五年七月一七日付松方正義宛柏田書簡(『松方正義関係文書』第六巻、大東文化大学東洋研究所、昭和六一年、一〇〇頁)。本書簡は発信年を欠いているが、文中国民協会のことが記され、また後藤象二郎を閣僚として扱い、かつ松方に民党との決別を求めていることから、これは第一次松方内閣時の明治二五年七月に記したものと判断

した。

(88) 以上、前掲『鹿児島県議会史』第一巻、五四頁以下、前掲『衆議院議員候補者列伝』、三三五頁、芳即正「鹿児島政党史(八)」(『三州談義』第三巻二号、昭和三四年二月)、二二頁、新潟県編『新潟県史』通史編7近代(二)(新潟県発行、昭和六三年)、一九六一一九七頁、森田美比「茨城県政と歴代知事」(『暁印書館』、平成三年)、八九一九三頁、野村英一「三田の政治家たち」(『塾友』昭和六三年一〇月号)、三三三頁、参照。

(89) 宮地正人「教科書疑獄事件」(我妻栄編『日本政治裁判史録 明治・後』第一法規出版、昭和四四年、所収)、参照。

(90) 『読売新聞』明治四三年六月二五日付。

(91) 「福澤文集第二編 巻二」(『福澤論吉全集』第四巻、岩波書店、昭和四五年、所収)、五〇三―五一一頁。「薩摩の友人某に与るの書」は明治一一年四月六日から九日まで『民間雑誌』に発表され、のちに明治一二年八月刊の『福澤文集第二編』に収められた(『福澤論吉書簡集』岩波書店、平成一三年、六七頁)。

(92) 福澤はここで、民会について、「民会とは唯地方の人民が集会して、地方に属する道路、橋梁、学校、寺院、衛生の方法、市在の取締等の事を相談して、其土地公共の事務を土地の風俗に従て処置することに過ぎず」と解説している。明治一一年夏頃まで、福澤は国会開設よりも地方民会の充実を優先事項としていた(『福澤論吉著作集』第七巻、慶應義塾大学出版会、平成一五年、寺崎修解説、三五八頁)。

(93) 前掲「鹿児島県における自由民権思想」、田中明子「エドワード・リードの来日と慶應義塾訪問―市来七之助と福澤諭吉―」(『福澤手帖』第九九号、平成一〇年一二月)、および南日本新聞社南日本新聞百二十年史編纂委員会『南日本新聞の百二十年』(同会発行、平成一三年)、三〇九―三一五頁、参照。